

令和 6 年度第 4 回 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会会議録

議題	(1)審議事項 ①一般廃棄物処理基本計画に関する令和 5 年度取組状況の評価について ②次期一般廃棄物処理基本計画（素案）について
日時	令和6年9月27日(金) 10:00～12:30
場所	市役所本庁舎4階 会議室4・5
出席者	(出席委員) WEB 会議により出席：安齋会長、橋詰委員、日高委員、舟木委員 会議室に参集：大野委員、八幡委員、折田委員、坂本委員、堀部委員、川島委員 (欠席委員) 松山委員、渡邊委員 (事務局) 重田環境部長、小俣資源循環課長、富田環境事業センター所長、広田環境事業センター施設整備担当課長、添田環境保全課長、小室下水道河川総務課長、小泉下水道河川建設課長、篠田環境事業センター主幹、永島環境事業センター所長補佐、守瀬環境保全課課長補佐、齋藤下水道河川総務課課長補佐、永尾下水道河川建設課課長補佐、下水道河川総務課担当者 1 名（磯前）森岡資源循環課課長補佐、資源循環課担当者 2 名（瀬口、幡矢）
会議資料	・ 次第 ・ 【資料 1】 評価シート ・ 【資料 2】 委員評価シート ・ 【資料 3】 委員別評価結果一覧 ・ 【資料 4】 委員からの質問及び意見に対する回答 ・ 【資料 5】 茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（素案） ・ 【資料 6】 茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（素案）（概要版） ・ 【資料 7】 食品ロス意識調査（令和 6 年度）報告書 ・ 【参考資料 1】 茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について（答申） ・ 【参考資料 2】 戸別収集実験事業の概要 ・ 委員名簿 ・ 職員名簿
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	-
傍聴者数	0名

○小俣資源循環課長

定刻となりましたので、令和6年度第4回茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は、WEB及び対面形式でのハイブリッド方式で開催させていただいております。

はじめに、WEB会議の進行における注意点をお伝えさせていただきます。

お手元のマイクは、常時オフにさせていただき、ご発言いただく時のみオンに切り替えてください。ご発言いただく際は、挙手または、画面上の挙手ボタンを押してください。事務局または、会長から委員を指名いたしますので、マイクをオンにしてご発言ください。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の会議資料の確認をお願いいたします。配布資料といたしまして、次第、資料1「評価シート」、資料2「委員評価シート」、資料3「委員別評価結果一覧」、資料4「委員からの質問及び意見に対する回答」、資料5「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（素案）」、資料6「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（素案）（概要版）」、資料7「食品ロス意識調査（令和6年度）報告書」、参考資料1「茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について（答申）」、委員名簿、職員名簿となっております。また参考資料2「戸別収集実験事業の概要」を当日資料として配布しております。

続きまして本日の欠席者についてご報告させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。松山委員、渡邊委員から欠席のご連絡をいただいております。また、大野委員、折田委員より遅参のご連絡をいただいております。なお、舟木委員、日高委員、安齋委員、橋詰委員はオンラインでの出席となっております。

本日の会議は、委員12名のうち10名の出席をいただいていることから、本審議会規則第5条に規定された過半数を満たし、会議が成立していることをご報告させていただきます。また、本日傍聴の方はいらっしゃいません。

続いて、本日出席している職員の紹介をさせていただきます。

○重田環境部長

環境部長の重田です。よろしくお願いいたします。

○小俣資源循環課長

資源循環課長の小俣です。本日、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○添田環境保全課長

環境保全課長の添田です。よろしくお願いいたします。

○守瀬環境保全課課長補佐

環境保全課の守瀬です。よろしくお願いいたします。

○小室下水道河川総務課長

下水道河川総務課長の小室です。よろしくお願いいたします。

○齋藤下水道河川総務課課長補佐

下水道河川総務課の齋藤です。よろしくお願いいたします。

○小泉下水道河川建設課長

下水道河川建設課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

○永尾下水道河川建設課課長補佐

下水道河川建設課の永尾です。よろしくお願いいたします。

○富田環境事業センター所長

環境事業センター所長の富田です。よろしくお願いいたします。

○広田環境事業センター施設整備担当課長

環境事業センター施設整備担当課長の広田です。よろしくお願いいたします。

○篠田環境事業センター主幹

環境事業センターの篠田です。よろしくお願いいたします。

○永島環境事業センター所長補佐

環境事業センターの永島です。よろしくお願いいたします。

○磯前下水道河川建設課主査

下水道河川建設課の磯前です。よろしくお願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局の資源循環課の森岡です。よろしくお願いいたします。他に担当の瀬口と幡矢が出席しており

ます。

○小俣資源循環課長

職員の紹介が終わりました。それでは、これより議題に移らせていただきます。これ以降は、安齋会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安齋会長

それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名人は名簿順で、舟木委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○舟木委員

承知いたしました。

○安齋会長

ありがとうございます。

本日の議題は、次第のとおり、審議事項が2件ございます。まず、議題(1)審議事項①「一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度取組状況の評価について」、委員の皆様には、事務局から送付された資料に基づき、令和5年度に実施した施策の取組内容について、書面にて評価をしていただきました。お忙しい中、ご回答をいただきありがとうございました。審議事項①では、ご回答いただいた内容についてご確認いただき、審議会としての最終的な評価と意見をとりまとめることが主な議題となっております。

それでは、議題(1)審議事項①「一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度取組状況の評価について」事務局より説明をお願いします。

○森岡課長補佐

それでは、議題(1)審議事項①「一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度取組状況の評価について」の説明に入らせていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、評価シートをご提出くださり誠にありがとうございます。事務局からは、使用する資料の説明をさせていただきます。

まず始めに、資料2「委員評価シート」をご覧ください。資料2につきましては、委員の皆さまからご提出いただきました「評価理由」と「取組概要に対する意見」をまとめたものとなっております。

「評価理由」の中で一本線が引いてあるものと「取組概要に対する意見」の中で二本線が引いてあるものがございます。これらにつきましては、資料1の「評価シート」として取りまとめる際の参考とさせていただいたものを表しております。また、「評価理由」や「取組概要に対する意見」の中で斜体となっているものがございますが、これらにつきましては、委員の皆さまから頂いたご質問を表しております。

続きまして、資料3「委員別評価結果一覧」をご覧ください。こちらにつきましては、基本目標と施策ごとに、委員の皆さまに行っていただいた評価をまとめたものとなります。資料の右側では、A・B・C評価ごとに人数を集計しており、この度、一番多かった人数の評価を「審議会評価」とし、資料1の評価シートに記載しております。

続きまして、資料4「委員からの質問及び意見に対する回答」をご覧ください。こちらにつきましては、委員の皆さまからご提出いただいた評価シートの中で頂戴した質問等に対する市の考えをまとめたものとなっております。なお、資料4につきましては、本日の説明は割愛させていただきます。

最後に、資料1「評価シート」をご覧ください。資料中、網掛けとなっている箇所がございますが、資料2及び資料3を参考といたしまして、事務局において記載した箇所となっております。なお、7ページの「6. 受益者負担の適正化」、13ページの「4. 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理」の取組概要につきましては、この度の委員の皆さまからご提出いただきました評価シート中のご指摘に伴い修正を行っております。また、評価シートでございますが、全ての委員の皆さまからのご意見を反映できていない点につきまして、ご了承くださるようお願いいたします。

審議事項①で使用する資料の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。それでは、それぞれの施策ごとに順番に審議会としての評価と意見を確認していきたいと思います。

まず資料3をご覧ください。先ほど事務局から説明がありましたように、ABCの集計結果が出ております。ほとんどの項目において、委員の皆様同じ評価をいただいておりますので、評価が分かれています項目について特に時間をかけて審議をしていきたいと思います。それではまず、基本目標についてです

が、これは皆様 A 評価ということですのでけれども、これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、審議会評価は A 評価とさせていただきます。

次に、基本目標 I の 1. リフューズの推進についてはすでに施策を終了していますので、次に、2. リデュースの推進ですが、ほとんどの方が A 評価ですが、これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(意見等なし)

よろしいでしょうか。ご質問については先ほど説明がありましたとおり、事務局より回答をまとめておりますので資料 4 をご覧ください。

それでは、審議会評価は A 評価とさせていただきます。

次に、3. リユースの推進については、B 評価が一番多く、C 評価の方もいらっしゃいます。リサイクル品の活用方法について、考えていかなければならないと思いますが、これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、審議会評価は B 評価とさせていただきます。

続きまして、4. リサイクルの推進です。これについて、ほとんどの方が A 評価となっております。リサイクルの推進は体制が整備されてきているのではないかと感じておりますが、これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、4. リサイクルの推進の審議会評価は A 評価とさせていただきます。

続きまして、例年、評価が分かれるところですが、5. 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進について、なかなか事業系ごみの排出抑制が進んでいないことから、B 評価あるいは C 評価と、厳しい評価となっております。これにつきまして、これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、審議会評価は B 評価とさせていただきます。

続いて 6. 受益者負担の適正化について、A 評価の他に B 評価の方が 3 人いらっしゃいます。それぞれ有料化の成果が上がってきているところではありますが、これについて堀部委員ご意見伺いできますか。

○堀部委員

有料化になった途端に、ずるいことをする人が増えたと思います。黄色い袋が分かりづらいだろうと思って出す方や、大きなものに袋を貼るという方法が無駄ではないかという意見や、シールを使用している自治体もあるとの情報もあります。袋が盗まれた場合、市で柔軟に対応いただけるとのことでしたが、その袋を使う人もいるわけです。何でも袋とするのではなく、袋とシールを併用とすることや、値段が全体的に高いのではないかという意見があるので、値段を見直してはどうかと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。事務局、実際の状況はいかがでしょう。

○森岡課長補佐

事務局です。有料化の実施にあたりましては、指定袋制やシール制で進めるなど様々な議論があったなかで、本市としましては、費用負担がより公平な単純重量制、つまり指定袋制を採用した経緯がございます。委員おっしゃるとおり、大きなものに指定袋を貼ることや、傘などに指定袋を巻く出し方につきましては、市民の方から分かりづらいといったお声も頂戴しております。5 月に策定した「ごみ収集方式のあり方」のなかで、指定袋の使用方法を見直していくこととしておりますので、今後検討させていただければと思います。また、指定袋が盗まれたといった相談につきましては、実施当初に数件ございましたが、このことにつきましては、環境事業センターで柔軟に対応しているほか、警察に相談したこともございますが、解決には至っておりません。最近では、指定袋が盗まれたといった話は、私たちの耳には入ってきていない状況ではございますが、課題として考えていかなければならないと考えております。

○安齋会長

堀部委員いかがでしょうか。

○堀部委員

わかりました。

○安齋会長

ありがとうございます。それでは、審議会評価はA評価としてよろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、基本方針Ⅱの1. 収集・運搬の(1) ゴミを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討について、ほとんどの方が、A評価となっておりますが、これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、審議会評価はA評価とさせていただきます。

続きまして、(2) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施については、B評価が4人いらっしゃいます。これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。

私も意見として、③の取組概要に安全に関する収集技術の向上を記載することについては、不一致ではないかという指摘しておりますが、これについて折田委員ご意見お伺いできますか。

○折田委員

会社としての評価の考え方として、目標に未達であればA評価という評価はできないため、B評価としています。

○安齋会長

ありがとうございます。堀部委員ご意見お伺いできますか。

○堀部委員

茅ヶ崎は道が狭く、行き止まりも多いので、パッカー車では大きすぎて小回りが利かず、そのためゴミの集積所を設置している箇所が少ないことや、収集時間がだいぶ遅くなっているのではないかと思います。市の南側は収集時間が遅く午後3時、4時になることがありますので、車を小型化して効率的に回収できる方法を考えた方がよいのではないかと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。事務局、パッカー車以外に軽トラックで収集していることはあるのでしょうか。

○富田環境事業センター所長

環境事業センターよりお答えします。委員おっしゃるとおり、ゴミ収集にあたってはパッカー車という2トン車で収集しているほか、ゴミ出しが困難な方に対する安心まごころ収集事業では、各戸別をまわる際に軽トラックで収集をしています。ただし、積載量が圧倒的に少ないことから、収集効率を考えた時には、できるだけ積める車両で収集したいという現状があります。パッカー車自体の小型化についても調査しておりますが、以前は1トン車レベルの車両もあったようですが、現在、製造販売しているものは見つけられていない状況です。そのような中で、できるだけ効率性と、やはり茅ヶ崎の特性である狭い道への対応について引き続き考えていかなければならないと思っております。

○安齋会長

ありがとうございます。堀部委員よろしいでしょうか。

○堀部委員

結構です。

○安齋会長

ありがとうございます。

それでは、審議会評価はA評価としてよろしいでしょうか。

(意見なし)

次に、2. 中間処理の(1) 中間処理施設の整備について、これは、リサイクルセンターと粗大ゴミ処理施設について、皆様A評価となっておりますが、これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、審議会評価はA評価とさせていただきます。

次に、(2) 中間処理残渣の減量化・再資源化の促進について、ほとんどの方がB評価となっております。舟木委員ご意見お伺いできますか。

○舟木委員

①から③施策に関して調査研究が進んでおり、焼却残渣の資源化量の削減について新しい取り組みをされていると思いましたので、目標達成はしていませんがB評価としております。

○安齋会長

ありがとうございます。それでは、審議会評価はB評価とさせていただきます。

次に、3. 最終処分について、皆様A評価となっていますが、これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、審議会評価はA評価とさせていただきます。

次に、4. 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理について、ほとんどの方がA評価となっておりますが、これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、審議会評価はA評価とさせていただきます。

次に5. 適正処理(1)処理困難物等の処理方法についての情報の充実について、こちらも多くの方がA評価となっておりますが、これについて堀部委員ご意見お伺いできますか。

○堀部委員

情報が市民に届いていないのが問題であると思っています。関心のある層と関心の無い層に差があるため、そこは行政に考えていただきたいと思っているのでB評価としています。

○安齋会長

ありがとうございます。それでは、審議会評価はA評価としてよろしいでしょうか。

(意見等なし)

ありがとうございます。

次に、(2)不法投棄に対する防止策の検討について、これについて皆様A評価としています。有料化施策の実施にあたり、不法投棄を防止する対策について留意事項としてありましたが、今のところ、対策ができていないのではないかと思います。審議会評価はA評価としてよろしいでしょうか。

(意見なし)

次に、基本方針Ⅲの1. 広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実について、皆様A評価となっておりますが、これについて大野委員ご意見お伺いできますか。

○大野委員

広報活動は、順調であると思いました。ごみと資源物の分け方出し方という冊子について、内容が充実しておりましたので、A評価としています。

○安齋会長

ありがとうございます。それでは、審議会評価はA評価といたします。

次に2. ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実について、これについてB評価としている方が多いですが、これについて坂本委員ご意見お伺いできますか。

○坂本委員

他県・他市の資源組合の方々との情報交換のなかで、大人よりも子どもの方が分別に対する意識が高いと感じるという話がありました。私自身もコロナ前ですが、市民まつりのボランティア参加などで、子どもの方がしっかり分別してこうという姿勢を感じました。子どもの頃からの意識付けにより、分別が自然と身につくのではないかと思いますので、講演会等を増やしていただけたらと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。他にご質問、ご意見等いかがでしょうか。橋詰委員お願いいたします。

○橋詰委員

A評価とした理由は減点の材料がないという理由でしたが、今、皆さんの意見を拝見すると、減点材料はないものの、加点材料がないという評価だと思います。人数関係を見ても扱いは変わりませんので、私自身のA評価は取下げてもよいのではないかと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。先ほど坂本委員のご発言で子どもの頃からの分別意識についてご発言がありましたが、これについて日高委員何かお考えはございますか。

○日高委員

子どもたちのごみ問題に関する学習については、4年生が該当の学年として取り組んでいます。難しい問題に対して、どうしたらいいのかであったり、疑問を持ったりすることがたくさんあります。市民もですが、子どもたちの教育も継続していきたいという思いを持っています。

○安齋会長

ありがとうございます。それでは、審議会評価はB評価とさせていただきます。

次に、第2編 生活排水処理基本計画に移ります。基本目標については、皆様A評価となっておりますが、これについて舟木委員ご意見お伺いできますか。

○舟木委員

まず、評価に関しては資料2に記載したとおりです。取り組みに対する意見に関しては、公共下水道接続に対するインセンティブなどあれば、そういったものを示して接続を促すことを現在、行っているのか、それとも何か難しいところがあるのかということについてお伺いしたいです。

○安齋会長

わかりました。事務局いかがでしょうか。

○小室下水道河川総務課長

下水道河川総務課よりお答えします。まず、新たに下水道が敷設され、新たに接続された方につきましては、3年間に限り、奨励金が出ます。こちらは、工事を実施する際に、対象となる方に直接ご説明をしております。3年間という期限がありますので、年ごとに文書により切り換えていない方に対して周知しています。それを過ぎても切り替えされてない方に対しましては、環境部と協力して、浄化槽の点検や清掃を行った方に対して、下水道に接続すると状況によっては費用対効果もあることなどをお知らせするチラシを同封して、接続を考えていただく取り組みを行っています。

○安齋会長

ご説明ありがとうございます。舟木委員いかがでしょうか。

○舟木委員

接続する際に、個人負担は発生するのでしょうか。

○小室下水道河川総務課長

基本的に、接続に係る工事は個人でご負担いただきます。

○舟木委員

承知しました。ありがとうございます。

○安齋会長

それでは、審議会評価は、A評価とさせていただきます。

次に基本方針Ⅰの1. 公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の普及促進について、ほとんどの方がB評価としていますが、これについて坂本委員ご意見お伺いできますか。

○坂本委員

評価の際に、合併処理浄化槽について調べましたが、こういった効果があるのかわからないために、転換しようという方も少ないと思いましたので、その効果をもっと周知すべきだと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。私も意見として、これまでの審議のなかで事業対象の実態把握が難しいということがありましたので、設置件数などの、実態を把握することも必要であることを書かせていただきました。

他にご質問、ご意見等いかがでしょうか。橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

数字を見る限りは、水洗化普及は進んでいますが、普及率が上がれば、難しいところが残ってしまうことになります。合併浄化槽への転換について、市の補助金があるにも関わらず、その利用がなかったのは、難点と言わざるを得ませんが、それを踏まえて市がB評価としているのであれば、そのとおりだと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。それでは、審議会評価はB評価とさせていただきます。

次に、基本方針Ⅱの1. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理については、皆様A評価となっておりますが、これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、審議会評価はA評価とさせていただきます。

最後に、基本方針Ⅲの1. 啓発及び情報提供について、ほとんどの方がA評価としておりますが、これについて橋詰委員ご意見お伺いできますか。

○橋詰委員

市の取組概要に、新規の浄化槽設置者に対して指導しているとあります。豊かな水環境という意味で

茅ヶ崎市は既設、特に単独浄化槽に対する取り組みがまだ弱いのではないかと、まだ努力が不足しているのではないかと印象を受けましたのでB評価としています。

○安齋会長

ありがとうございます。他にございますか。

(意見等なし)

それでは、審議会評価はA評価とさせていただきます。

これで一通り審議会評価の確認ができたんですけれども、全体を通してご質問、ご意見等いかがでしょうか。川島委員ご出席ですので、今回の評価には間に合いませんでしたが何かございますでしょうか。

○川島委員

特になのですが、ごみの出し方のマナーをはじめ、自治会の環境部長として常にごみ問題を抱えている状況です。

○安齋会長

ありがとうございます。ここまで、皆様の評価の取りまとめを進めて参りました。今日、皆様からいただいたご意見等を踏まえ、最終的な審議会の評価と意見を整理させていただきます。整理は会長である私にご一任していただければよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。整理が済みましたら皆様にお示しさせていただきます。

それでは、審議事項②「次期一般廃棄物処理基本計画書（素案）について」について、事務局より説明をお願いいたします。

○森岡課長補佐

それでは、議題(1)審議事項②「次期一般廃棄物処理基本計画（素案）について」の説明に移らせていただきます。資料5「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（素案）」をご覧ください。

こちらの資料5でございますが、昨年の6月に市長からの諮問以降、全5回の審議を経て、前月に市長へ答申のあった内容を踏まえ、素案としてとりまとめたものでございます。本日につきましては、こちらの計画素案につきましてご審議を賜りたいと存じます。

こちらの議題の進め方でございますが、それなりにボリュームがございますので、3回に分けて説明をさせていただきます。まずは、「第1章 計画策定の基本的な考え方」及び「第2章 ごみ処理基本計画」、次に「第3章 食品ロス削減推進計画」、次に「第4章 生活排水処理基本計画」及び「第5章 計画の進行管理」並びに「資料編」の順に進めさせていただきます。また、それぞれの説明につきましては、新たに追記した箇所や答申を受けて修正した箇所を中心に行わせていただきます。

また、こちらの計画素案でございますが、本日いただくご意見などを反映したものを、10月中旬に庁議に諮り、その後、市議会におきましてご審議いただき、その後にパブリックコメント手続きに移っていく予定となっております。今後の庁議や市議会、パブリックコメント手続きにつきましては、資料6

「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（素案）概要版」を用いて、説明を行っていく予定でございます。なお、本日につきましては、時間の都合もあり、資料6の説明は割愛させていただきます。

それでは、資料5の1ページをご覧ください。「第1章 計画策定の基本的な考え方」項番1「計画策定の目的」でございます。項番1の中では、そもそも一般廃棄物処理基本計画がどのようなものであるかに触れた上で、新たな計画を策定することに至った背景や必要性について記載しております。

続きまして、2ページをご覧ください。項番2「計画の位置付け」でございます。項番2の中では、一般廃棄物処理基本計画の法的な位置づけや市の総合計画などを上位計画とすることを記載しております。また、本計画に位置付ける取り組みについては、今後策定される市の総合計画と整合を図りながら進めていくことを記載しております。なお、答申を受けまして、図1の下に、食品ロス削減推進法の用語解説を加えております。

続きまして、3ページをご覧ください。項番3「国、県等の計画との関係」でございます。項番3の中では、法律や国、県、湘南東ブロックで策定した計画などと一般廃棄物処理基本計画との関係性について記載しております。

続きまして、4ページをご覧ください。項番4「計画期間及び目標年度の設定」でございます。項番4の中では、計画期間が令和7年度から16年度までの10年間であること、また、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を最終目標年度と設定し、令和10年度から2箇年かけて中間見直しを行うことを記載しております。

続きまして、項番 5「計画の対象範囲」でございます。項番 5 の中では、計画が本市全域から発生する一般廃棄物のみを対象とすることを記載しております。「第 1 章 計画策定の基本的な考え方」は以上でございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。「第 2 章 ごみ処理基本計画」の「第 1 節 ごみ処理の現状と課題」の項番 1「ごみの分別区分」でございます。項番 1 の中では、本市のごみの分別区分が 4 種 13 分別であることを記載しております。

続きまして、6 ページをご覧ください。項番 2「ごみ処理フロー」でございます。項番 2 の中では、分別されたごみがどのような流れで中間処理され、また、最終処分されているかについて記載しております。

続きまして、7 ページをご覧ください。項番 3「ごみ処理体制」でございます。項番 3 の「(1)収集運搬の概要」の中では、分別されたごみが、どのような方法で、また、どのような体制で収集運搬されているかについて、また、8 ページの「(2)ごみ処理施設の概要」の中では、本市と寒川町が有するごみ処理施設に関しまして、その能力や位置などについて記載しております。

続きまして、9 ページをご覧ください。項番 4「ごみ処理の実績」でございます。項番 4 でございますが、1 点資料の修正をお願いします。9 ページ下段の「②資源物」の文章でございますが、剪定枝の前にある空白の削除をお願いいたします。大変失礼いたしました。

説明に戻らせていただきます。項番 4 の「(1)ごみ排出量」の中では、まず、9 ページの上段に「①家庭系ごみ（資源物を除く）」、同ページの下段に「②資源物」、10 ページに「③事業系ごみ」、11 ページの「(2)ごみ処理量」の中では、11 ページの上段に「①焼却処理量」、同ページの下段に「②最終処分量」、12 ページに「③資源化量」の推移について、令和 5 年度の実績値も含めまして、それぞれ記載しております。また、13 ページの「(3)ごみの性状」の中では、昨年の 7 月に実施しましたごみ組成分析調査結果について記載しております。

続きまして、14 ページをご覧ください。項番 5「ごみ処理経費」でございます。項番 5 の中では、ごみ処理経費の推移について記載しております。

続きまして、15 ページをご覧ください。項番 6「前計画の評価」でございます。項番 6 でございますが、2 点資料の修正をお願いします。15 ページ上段の「(1)目標の達成状況」の文章でございますが、上から 5 行目の終わりの 685g/人日を 701g/人日に、また、下から 3 行目の 514g/人日を 530g/人日に修正をお願いします。大変失礼いたしました。

説明に戻らせていただきます。項番 6 の「(1)目標の達成状況」の中では、前計画におきまして掲げた 5 つの目標値の達成状況について、令和 5 年度の実績値も含めまして、記載しており、また、16 ページからの「(2)施策の評価」の中では、前計画におきまして設定した施策につきまして、それぞれの最終評価及び今後の方向性などを令和 5 年度の評価をベースに記載しております。

続きまして、22 ページをご覧ください。項番 7「課題の整理」でございます。「(1)国内外の廃棄物処理に関する動向」の中では、国連において SDGs が採択されたことや国において「プラスチック資源循環戦略」が策定されたことに加え、答申を受けまして、パリ協定に関すること、また、国のカーボンニュートラル宣言について触れ、また、23 ページの「(2)今後の課題」の中では、(1)の「国内外の廃棄物処理に関する動向」、16 ページから 21 ページに記載の前計画における目標達成状況や施策の評価を踏まえたうえで、今後の課題を、「①プラスチックごみと食品ロスの削減」、「②事業系ごみの削減」、「③ごみの適正排出と分別の徹底」、「④将来にわたる安定的なごみ処理の継続」の 4 つに整理しております。ここまでが「第 2 章 ごみ処理基本計画」の「第 1 節 ごみ処理の現状と課題」となります。

続きまして、24 ページをご覧ください。「第 2 節 ごみ処理基本計画」の項番 1「基本理念・基本方針」でございます。「(1)枠組み」の中では、ごみ処理基本計画の枠組みについて記載しており、また、25 ページの「(2)基本理念」の中では、上位計画が目指す都市像などを踏まえたうえで、ごみ処理基本計画の基本理念を「“サステイナ city ちがさき”を目指して～持続可能な都市環境を次世代へ～」としており、また、26 ページの「(3)基本方針」の中では、基本理念の実現に向けて、前節の項番 7「課題の整理」を踏まえ、本市の目指す方向性を記載しており、基本方針Ⅰとしまして「ごみ排出削減による環境負荷の低減化」、基本方針Ⅱとしまして「地域環境の維持向上に向けた担い手づくり」、基本方針Ⅲとしまして「持続的なごみ処理システムの確保」としてしております。なお、基本方針Ⅰの説明文でございますが、答申を受けまして、生産者責任の視点を加えております。

続きまして、27 ページをご覧ください。項番 2「基本目標」でございます。項番 2 の中では、基本理念の実現に向けて設定した基本目標について記載しております。基本目標でございますが、国が示す

「ごみ処理基本計画策定指針」に則り、「ごみの年間排出量」、「リサイクル率」、「最終処分率」、「市民1人1日当たりのごみ排出量」の4つとし、目標値につきましては、令和5年度の実績値も踏まえた推計値を採用しております。

続きまして、28ページをご覧ください。項番3「施策の設定及び展開」でございます。28ページから29ページにかけては、基本方針ごとに設定した施策を図式化し、30ページから36ページにかけては、基本方針ごとに設定した施策の具体的な取り組みについて記載しております。

ここからは、基本方針ごとに設定した施策における具体的な取り組みについて説明をさせていただきます。

30ページ上段をご覧ください。「基本方針Ⅰ ごみ排出量削減による環境負荷の低減化」の「施策1: 家庭系ごみの減量化」でございます。まず、施策1-1「プラスチックごみの削減」では、「ワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）の使用削減の啓発」、「プラスチック製品のリサイクルの検討」を進めていくこととしております。次の施策1-2「食品ロスの削減」につきましては、「第3章 食品ロス削減推進計画」で説明いたします。次に、施策1-3「生ごみの削減」では、「家庭用生ごみ処理機補助金の交付及び普及の推進」を、施策1-4「グリーンリサイクルの推進」では「剪定枝リサイクル事業の拡大」を進めていくこととしております。

続きまして、31ページをご覧ください。「施策2: 事業系ごみの減量化」でございます。まず、施策2-1「多量排出事業者におけるごみ減量の推進」では、「多量排出事業者からの減量化等計画書の提出」、また答申を受けまして、「生産者に対する事業系ごみの適正排出指導等の実施」を、施策2-2「ごみ搬入時における指導」では、「事業系ごみの内容物調査の実施」、「排出者に対する事業系ごみの適正排出指導等の実施」を進めていくこととしております。次の施策2-3「食品ロスの削減」につきましては、「第3章 食品ロス削減推進計画」で説明いたします。次に、施策2-4「ごみ処理手数料の見直し」では、「事業系一般廃棄物処理手数料の改定の検討」を進めていくこととしております。

続きまして、32ページをご覧ください。「基本方針Ⅱ 地域環境の維持向上に向けた担い手づくり」の「施策3: きめ細やかな情報発信」でございます。まず、施策3-1「情報発信の充実」では、「ホームページ、ポスター、広報紙、SNS等の様々な媒体やイベント等でごみの適正分別や処理困難物の処理方法の周知、啓発」を、施策3-2「環境教育の推進」では、「環境学習プログラムの実施」を、施策3-3「ごみ処理施設の活用」では、「ごみ処理施設見学会の実施」を進めていくこととしております。

続きまして、同ページ下段から始まる「施策4: 環境美化の推進」でございます。まず、施策4-1「不法投棄防止対策の徹底」では、「昼夜パトロールの実施、監視カメラや啓発看板等の設置、地域自治会との意見交換会」を、33ページの施策4-2「環境指導員の活動支援」では、「環境指導員地区会議の開催」、「地区担当と連携した排出指導」を、施策4-3「ポイ捨ての防止」では、「啓発物品の配布、イベントでの周知、啓発」を、施策4-4「地域清掃の支援」では、「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を始めとする市が主導するごみ拾いの実施」、「清掃用具の貸し出し、ボランティアごみ袋の配布」を進めていくこととしております。

続きまして、34ページをご覧ください。「基本方針Ⅲ 持続的なごみ処理システムの確保」の「施策5: 社会経済情勢を踏まえた収集運搬体制の構築」でございます。まず、施策5-1「安全で確実な収集運搬の実施」では、「生活ごみの効率的な収集方法や運搬ルートの検証」、「スプレーかんなどの新たな収集方法の検討」を、施策5-2「高齢者・障がい者に配慮した収集の充実」では、「安心まごころ収集制度の継続実施及び対象者緩和に向けた検討」を進めていくこととしております。次に、施策5-3「今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討」でございますが、1点資料の修正をお願いします。具体的な取り組みでございますが、「戸別収集の導入」を「戸別収集の導入の検討」に修正をお願いします。大変失礼いたしました。

続きまして、同ページ下段から始まる「施策6: 持続的な中間処理と最終処分の実施」でございます。まず、施策6-1「計画的なごみ処理施設の整備」では、「広域連携による施設整備」、「粗大ごみ処理施設の整備」、「ごみ焼却処理施設の延命化又は更新の検討」を、35ページの施策6-2「中間処理施設の適正管理」では、「ごみ焼却施設の適正管理」、「粗大ごみ処理施設の適正管理」、「寒川広域リサイクルセンターの適正管理」、「地元団体と定期的な打ち合わせの実施」を、施策6-3「中間処理施設におけるリサイクルの推進」では、「破碎、選別処理施設におけるリサイクルの促進」、「焼却処理施設におけるリサイクルの促進（焼却灰の再資源化の促進）」を、施策6-4「最終処分場の適正管理」では、「埋立処分地及び浸出水処理施設の適正管理」、「地元団体との定期的な打ち合わせの実施」を進めていくこととしております。

続きまして、36 ページをご覧ください。「施策 7: 災害に強いごみ処理システムの構築」でございます。まず、施策 7-1「災害発生時の迅速な体制の整備」では、「災害廃棄物の仮置場の継続的な確保」、「新たな災害廃棄物の仮置場確保に向けた検討」、「災害発生時の既存協定先との訓練」、「新規協定先の創出」を、施策 7-2「感染症まん延時における処理体制の整備」では、「業務継続計画の作成」を進めていくこととしております。

続きまして、37 ページをご覧ください。項番 4「アクションメニュー」でございます。項番 4 の中では、基本目標の達成に向け、市民・事業者・行政に対する具体的なアクションメニューについて記載しており、答申を受けまして、行政の取り組みを多く記載しております。

ここまでが「第 2 章 ごみ処理基本計画」の「第 2 節 ごみ処理基本計画」の説明となり、また、第 1 章及び第 2 章の説明も以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。これまでの第 1 章、第 2 章の部分について、修正箇所が何ヶ所かございましたけれども、これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

色々ありますが、ポイントだけ申し上げます。全般的には今までの議論もありますので、よくまとめられていると思います。参考資料 1 の答申と改めて見比べているのですが、例えば 26 ページの基本方針について、本文で温暖化対策の視点を書き切れていないと思います。温暖化関係で出てくるのは、市の環境基本計画の中に、気候変動に対応できるとありますが、いわゆるミティゲーション、温室効果ガスを減らすほうの視点がありません。この基本方針、基本理念を見る限りにおいては、その視点が弱すぎると思いますので、そこは書かなければならないと思います。

もう 1 つは、生産者責任の視点を入れることが答申にも書かれており、26 ページの基本方針 I のところで、「生産者責任の視点」と書いてあるのですが、生産者責任という言葉は作る側だけでなく、流通や販売も含まれていることを書いた方がいいと思います。生産者責任については、基本方針にも書かれていますが、30 ページの施策 1-1 の具体的な取り組みにある、ワンウェイプラスチックの使用削減の啓発について、これは家庭系ごみの削減として、市民に対してワンウェイプラスチックを使わないようにということですが、製造販売並びに使用削減という作る側の視点が弱いと思います。また、31 ページの 2-1 についても過剰包装などを抑制し、生産者としてのごみ減量化を求め、事業系ごみの減量化を図りますとしており、これは事業系ごみの削減として、生産者に対する施策です。市の廃棄物条例 15 条第 1 項は事業系ごみの減量化と同時に、翻って市民が変わるということです。これは EPR という観点で見れば、作ったものが他の事業者において、減量化に役立つことのほか、ものを作る段階で工夫することで家庭系ごみの削減効果があるということです。生産者における対策は事業系ごみの減量化だけではなく、家庭系ごみの減量化対策の一環でもあるという視点が弱いというところを考えていただきたいと思います。同じようなことは、この一環として 37 ページについても家庭系ごみを減らす取り組み例の中に、事業者における製品製造販売の部分がかった方がより正しいのではないかと思います。また、38 ページの事業系ごみについても、過剰包装をなくすことは事業系ごみを減らす取り組みであるだけでなく家庭系ごみの対策でもあるという意識としてここへ入れた方がいいと思います。

次に、33 ページの環境美化のところで、いわゆるプラスチック対策、今のプラスチック問題は、ご存じの通り 2 つ大きな論点がありまして、いわゆる海におけるプラスチック汚染の対策と、温暖化対策です。海におけるプラスチック対策と考えると、一番身近にできるのはポイ捨て対策であるため、この海洋プラスチックの話を書かないと、問題の焦点がずれていると言わざるを得ないと思います。また、30 ページの家庭ごみの減量化としてプラスチックごみの削減がありますが、これが、ごみとしてできる温暖化対策の大きな部分であり、プラスチック汚染の問題ということの意味合いをきちんと書き込むべきだと思います。

○安齋会長

ありがとうございました。温暖化対策の視点が必要だということと、生産者の工夫が、家庭系ごみの削減にも繋がるということと、ポイ捨てと海洋プラスチックとの関係というご指摘がございました。他にご質問、ご意見等いかがでしょうか。大野委員お願いします。

○大野委員

誤字の関係ですが、目次の最初、計画策定が基本策定となっています。また、同じく目次の第 4 章の第 3 が抜けています。次に、P6 の図について、破砕物は可燃性破砕物ではないでしょうか。

また、15 ページの令和 5 年度基本目標の評価に ABC を加えたほうがいいことと、「最終処分率」の説

明文は目標を達成できる見込みですとしたほうがよいと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。事務局、今のご指摘、確認できましたでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。ご指摘ありがとうございます。今、ご指摘いただいた箇所留まらず、誤字脱字が多く見受けられますので、ご指摘いただいた箇所を含めまして、改めて修正させていただきます。

○安齋会長

ありがとうございました。他にご質問等ございますか。

無いようですので、引き続き事務局からご説明をお願いします。

○森岡課長補佐

続きまして、資料5の39ページをご覧ください。「第3章 食品ロス削減推進計画」の「第1節 計画策定の趣旨」の項番1「計画策定の目的」でございます。項番1の中では、国連においてSDGsが採択されたことや国において「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことに触れ、新たな計画を策定することに至った背景や必要性などについて記載しております。

続きまして、40ページをご覧ください。項番2「計画の位置付け」でございます。項番2の中では、こちらの計画の法的な位置付けや市の総合計画などを上位計画とすること、また、食育推進計画などの関連計画と整合を図っていくことを記載しております。

続きまして、項番3「計画期間の設定等」でございます。項番3の中では、「第2章 ごみ処理基本計画」と同様に、計画期間が令和7年度から16年度までの10年間であること、また、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を最終目標年度と設定し、令和10年度から2箇年かけて中間見直しを行うことを記載しております。

続きまして、項番4「計画の対象範囲」でございます。項番4の中では、こちらの計画が、本市全域から発生する食品ロスを対象とすることを記載しております。ここまでが「第3章 食品ロス削減推進計画」の「第1節 計画策定の趣旨」となります。

続きまして、41ページをご覧ください。「第2節 食品ロスの現状と課題」の項番1「食品ロスの発生量」でございます。41ページの「(1)家庭系食品ロス」の中では、令和5年7月に行った組成分析調査結果から推計される、本市の「家庭系燃やせるごみ」に含まれる「食品廃棄物」の割合、また、「食品廃棄物」に含まれる「食品ロス」の内訳と割合について記載しており、また、42ページの「(2)事業系食品ロス」の中では、「(1)家庭系食品ロス」と同様に、令和5年7月に行った組成分析調査結果から推計される、本市の「事業系燃やせるごみ」に含まれる「食品廃棄物」の割合、また、「食品廃棄物」に含まれる「食品ロス」の内訳と割合について記載しております。

続きまして、43ページをご覧ください。項番2「食品ロスの課題」でございます。項番2の中では、今後の課題を、「(1)食品ロスの実態把握」、「(2)食品ロス削減に向けた意識の向上」、「(3)食品ロスを含めた食品廃棄物の減量化」の3つに整理しております。ここまでが「第3章 食品ロス削減推進計画」の「第2節 食品ロスの現状と課題」となります。

続きまして、44ページをご覧ください。「第3節 食品ロス削減推進計画」の項番1「基本理念・基本方針」でございます。44ページの「(1)枠組み」の中では、食品ロス削減推進計画の枠組みについて、45ページの「(2)基本理念」の中では、上位計画が目指す将来の都市像などと、整合を図るべき計画が目指す姿などを踏まえたうえで、食品ロス削減推進計画の基本理念を「“サステイナ city ちがさき”を目指して～“もったいない”がないまちの実現へ～」としており、46ページの「(3)基本方針」の中では、基本理念の実現に向けて、前節の項番2「食品ロスの課題」を踏まえ、本市の目指す方向性を記載しており、答申を受けまして、基本方針Ⅰとしまして「『もったいない』の把握」、基本方針Ⅱとしまして「『もったいない』意識の醸成」、基本方針Ⅲとしまして「『もったいない』対策の実践」としております。

続きまして、47ページをご覧ください。項番2「基本目標」でございます。項番2の中では、基本理念の実現に向けて設定した基本目標について記載しております。基本目標でございますが、「家庭系食品ロス量」、「事業系食品ロス量」、「食品ロス抑制率」の3つとしております。それぞれの目標における目標値でございますが、答申を受けまして、「家庭系食品ロス量」につきましては、国の目標値に準拠するよう考え方を改めております。また、「食品ロス抑制率」でございますが、これまで、「取り組み度」を基本目標の一つとしておりましたが、先月実施いたしました食品ロスに関する意識調査の結果を受けまして、「取り組み度」から「食品ロス抑制率」へと変更しております。変更理由につきまし

てはコラム4の「食品ロス抑制率とは何？」と、本日資料7として「食品ロス意識調査（令和6年度）報告書」を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

なお、コラム4の「家庭系食品ロス、一日どのくらい減らせればいいの？」につきましては、記載に誤りがございます。家庭系食品ロスは一年で3.5kgとなります、という文章について、11年間かけて3.5kg減らすことで目標達成できるという主旨ですので、後ほど文章を修正させていただきます。

説明を続けさせていただきます。48ページをご覧ください。項番3「施策の設定及び展開」でございます。48ページでは、基本方針ごとに設定した施策を図式化し、49ページから53ページにかけては、基本方針ごとに設定した施策の具体的な取り組みについて記載しております。

ここからは、基本方針ごとに設定した施策における具体的な取り組みについて説明をさせていただきます。

49ページをご覧ください。「基本方針Ⅰ『もったいない』の把握」の「施策1:食品ロス削減に関する調査の実施」でございます。まず、施策1-1「食品ロスの現状把握」では、「定期的なごみの組成分析調査の実施」を進めていくこととしております。次の施策1-2でございますが、施策名称の修正をお願いします。食品ロスの取り組み度（食品ロス抑制率）の把握を食品ロス取り組み度（食品ロス抑制率）の把握に修正をお願いします。大変失礼いたしました。施策1-2「食品ロス取り組み度の把握」では、「定期的な市民意識調査の実施」を、施策1-3「先進的な取り組みの把握」では、「他自治体等における事例収集」を進めていくこととしております。

50ページをご覧ください。「基本方針Ⅱ『もったいない』意識の醸成」の「施策2:情報発信・普及啓発の充実」でございます。まず、施策2-1「家庭系食品ロス削減のための情報発信の充実」では、「ホームページ、ポスター、広報紙等の様々な媒体での食品ロス削減の周知、啓発」、「『3ない運動』の普及啓発」を、施策2-2「事業系食品ロス削減のための情報発信の充実」では、「ホームページ、ポスター、広報紙等の様々な媒体での食品ロス削減の周知、啓発」、「飲食店組合と連携した『3010運動』の普及啓発」を、51ページ上段となりまして、施策2-3「イベント等での情報発信・普及啓発の実施」では、「本市イベント等での周知、啓発」、「食品ロス削減月間、食品ロス削減の日における普及啓発」を進めていくこととしております。

51ページ中段をご覧ください。「施策3:食品ロスを題材とした食育の推進」でございますが、施策3-1「家庭・地域での食育活動の展開」では、「庁内関係課とのイベント、教室、体験を通した普及啓発の実施」を、施策3-2「学校・保育所での食育活動の展開」では、小・中学校の取り組みとして、「給食だよりを通じた啓発や栄養教諭を中心とした食育活動の推進」、保育園の取り組みとして、「公立保育園における年間指導計画に沿った食育活動の実施」を進めていくこととしています。

52ページをご覧ください。「基本方針Ⅲ『もったいない』対策の実践」の、「施策4:『もったいない』を『ありがとう』へ」でございます。施策4-1「フードドライブの促進」では、「フードドライブの継続実施」、「フードドライブの拡充のための取り組みの検討」を、施策4-2「フードドライブの実施支援」では、「企業フードドライブの支援」、「防災備蓄品の有効活用の促進」を、施策4-3「フードシェアリングの検討」では、「フードシェアリングの検討」を進めていくこととしております。

53ページをご覧ください。「施策5:食品廃棄物の削減」でございます。施策5-1「生ごみダイエツト支援」では、「家庭用生ごみ処理機補助金の交付及び普及の促進」を、施策5-2「事業系食品廃棄物のリサイクルの支援」では、「事業系食品廃棄物のリサイクルのための市町村間協議支援」を、施策5-3「食品廃棄物のリサイクルの検討」では、「食品廃棄物のリサイクルに関する庁内周知及び導入の促進」を進めていくこととしております。

続きまして、54ページをご覧ください。項番4「アクションメニュー」でございます。項番4の中では、基本目標の達成に向け、市民・事業者・行政における具体的なアクションメニューの例について記載しております。

ここまでが「第3章 食品ロス削減推進計画」の「第3節 食品ロス削減推進計画」となり、また、第3章の説明も以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

ご説明ありがとうございます。第3章の部分ですが、新しく入ってきた食品ロス削減に関する計画です。これについてご意見、ご質問等ございますか。橋詰委員をお願いします。

○橋詰委員

1つ質問ですが、40ページの図2について食品廃棄物に廃食用油は入らないということでしょうか。油が入らない理由がわからないのですが。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。食品廃棄物の上の概念としまして、厨芥類がございます。厨芥類につきましては、食品廃棄物と廃油類とで整理しており、廃油類につきましては、食品廃棄物に含まれないと考えておりますが、分かり難いところがございますので、表記を修正させていただきます。

○橋詰委員

抜くのであればそれでも構いませんが、賞味期限が切れた油など、廃食用油は別だてで並べるなどしないと違和感があります。

○安齋会長

食用油は別で回収を行っていますね。

○森岡課長補佐

事務局です。廃食用油につきましては、資源物として回収しております。こちらの表記につきましては、組成分析調査における分類をベースにしております、分類を確認のうえ、表記を修正させていただきます。

○安齋会長

わかりました。事務局お願いします。

○森岡課長補佐

事務局です。ここで、事務局よりお諮りさせていただきたい事項がございます。会議終了の時刻が迫っておりますが、この後、「第4章 生活排水処理基本計画」、「第5章 計画の進行管理」、「資料編」の説明がございまして、もうしばらくお時間がかかることが想定されます。大変申し訳ございませんが、会議時間を延長させていただければと考えております。よろしくお願いします。

○安齋会長

わかりました。2時間の予定ですが時間が迫っておりますので、委員の皆様、会議時間を延長してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

坂本委員からご退席のお申し出をいただきましたが、会議の成立には問題ありませんので、休憩の後、12時5分から再開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○安齋会長

それでは、時間となりましたので、事務局より続きの説明をお願いいたします。

○森岡課長補佐

改めまして説明させていただきます。資料5の56ページをご覧ください。「第4章 生活排水処理基本計画」の「第1節 生活排水処理の現状と課題」の項番1「生活排水の種類」でございます。項番1の中では、本市の生活排水の種類が「生活雑排水」と「し尿」であることを記載しております。

続きまして、項番2「生活排水処理フロー」でございます。項番2の中では、生活排水それぞれがどのような流れで処理されているかについて記載しております。

続きまして、57ページをご覧ください。項番3「生活排水処理体制」でございます。「(1)生活排水の処理主体」の中では、生活排水の処理施設の種類の、対象となる生活排水の種類及び処理主体について、また、58ページの「(2)し尿・浄化槽汚泥の処理体制」の「①収集運搬」の中では、本市で発生する、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制について、また、「②中間処理」の中では、本市で発生する、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設に関しまして、その能力や位置などについて記載しております。

続きまして、59ページをご覧ください。項番4「生活排水処理の実績」でございます。「(1)処理形態別人口の推移」の「①公共下水道人口」、「②合併処理浄化槽人口」、60ページの「③単独処理浄化槽人口」、「④し尿処理人口」、また、61ページの「(2)生活排水処理率」、「(3)し尿及び浄化槽汚泥処理量」の「①し尿処理量」、62ページの「②浄化槽汚泥処理量」の推移について、令和5年度の実績値も含めまして、それぞれ記載しております。

続きまして、63ページをご覧ください。項番5「生活排水処理経費」でございます。項番5の中では、し尿・浄化槽汚泥処理に要する経費の推移について記載しております。

続きまして、項番6「前計画の評価」でございます。「(1)目標値の達成状況」の中では、前計画におきまして掲げた目標値の達成状況について、令和5年度の実績値も含めまして、記載しており、また、64ページからの「(2)施策の評価」の中では、前計画におきまして設定した施策につきまして、それぞれ

の最終評価及び今後の方向性などを令和5年度の評価をベースに記載しております。

続きまして、66ページをご覧ください。項番7「課題の整理」でございます。「(1)国内の生活排水処理に関する動向」の中では、単独処理浄化槽や汲み取り式便槽の放流が水質汚濁の大きな原因となっていることから、令和2年4月に浄化槽法が改正され、合併処理浄化槽への転換が促進されていることに触れ、また、「(2)今後の課題」の中では、(1)の「国内の生活排水処理に関する動向」、63ページから65ページに記載の前計画における目標達成状況や施策の評価を踏まえたうえで、今後の課題を、「①公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理の推進」、「②水環境保全に向けた意識の醸成」、「③将来にわたる安定的なし尿及び浄化槽汚泥処理の継続」の3つに整理しております。ここまでが「第4章 生活排水処理基本計画」の「第1節 生活排水処理の現状と課題」となります。

続きまして、67ページをご覧ください。「第2節 生活排水処理基本計画」の項番1「基本理念・基本方針」でございます。「(1)枠組み」の中では、生活排水処理基本計画の枠組みについて記載しており、また、68ページの「(2)基本理念」の中では、上位計画が目指す将来の都市像などを踏まえたうえで、生活排水処理基本計画の基本理念を「“サステイナ city ちがさき”を目指して～未来へ引き継ぐ豊かな水環境～」としており、また、69ページの「(3)基本方針」の中では、基本理念の実現に向けて、前節の項番7「課題の整理」を踏まえ、本市の目指す方向性を記載しており、基本方針Ⅰとしまして「生活排水処理率向上による環境負荷の低減化」、基本方針Ⅱとしまして「水環境保全に向けた意識の醸成」、基本方針Ⅲとしまして「持続的なし尿等処理システムの確保」としております。

続きまして、項番2「基本目標」でございます。項番2の中では、基本理念の実現に向けて設定した基本目標について記載しております。基本目標でございますが、国が示す「生活排水処理基本計画策定指針」に則り、「生活排水処理率」とし、目標値につきましては、令和5年度の実績値も踏まえた推計値を採用しております。

続きまして、70ページをご覧ください。項番3「施策の設定及び展開」でございます。70ページでは、基本方針ごとに設定した施策を図式化し、71ページから73ページにかけましては、基本方針ごとに設定した施策の具体的な取り組みについて記載しております。

ここからは、基本方針ごとに設定した施策及びその施策における具体的な取り組みについて説明をさせていただきます。

71ページをご覧ください。「基本方針Ⅰ 生活排水処理率向上による環境負荷の低減化」の「施策1:公共下水道による処理の推進」でございます。施策1-1「公共下水道（污水）の整備の推進」では、「市街化区域内の公共下水道未整備区域の解消」を進めていくこととしております。

同ページ中段をご覧ください。「施策2:合併処理浄化槽による処理の推進」でございます。施策2-1「合併処理浄化槽の普及促進」では、「合併処理浄化槽設置整備事業補助金の周知及び交付」を進めていくこととしております。

72ページをご覧ください。「基本方針Ⅱ 水環境保全に向けた意識の醸成」の「施策3:きめ細やかな情報発信」でございます。施策3-1「情報発信の充実」では、「『ちがさき環境フェア』や出前講座などを通じての情報発信」、「柳島水再生センターなど生活排水処理関連施設の活用（施設見学会の開催）」、「『下水道だより』の発行を始めとした様々な広報媒体を活用したPR」を進めていくこととしております。

同ページ中段をご覧ください。「施策4:水環境保全の推進」でございます。施策4-1「下水道接続（切り替え）への周知啓発」では、「水洗化奨励金などの各種制度の周知」、「啓発チラシの作製及び展開」を、施策4-2「浄化槽の適正な維持管理の推進」では、「『浄化槽をお使いの皆さまへ』などの啓発チラシ等による周知啓発」、「し尿処理手数料納入通知書封筒への浄化槽の維持管理に関する情報の掲載」に加えて、答申を受けまして、「浄化槽台帳の整備等による浄化槽の実態のより正確な把握」、「指定検査等期間等との連携による法定検査の受検の促進」を進めていくこととしております。

73ページをご覧ください。「基本方針Ⅲ 持続的なし尿等処理システムの確保」の「施策5:持続的な収集運搬体制の構築」でございます。施策5-1「収集運搬業務の安定性の保持」では、「計画的な収集運搬業務の実施」を、施策5-2「効率的な収集運搬体制の整備」では、「し尿及び浄化槽汚泥排出量の変化に応じた収集運搬体制への見直し」を進めていくこととしております。

同ページ中段をご覧ください。「施策6:持続的な中間処理体制の構築」でございます。施策6-1「し尿処理の広域化」では、「2市1町の連携による新たなし尿処理施設の整備」を、施策6-2「し尿処理施設の適正管理」では、「連絡会議を通じての寒川町美化センターの適正管理の推進」を進めていくこととしております。

続きまして、74 ページをご覧ください。項番 4「アクションメニュー」でございます。項番 4 の中では、基本目標の達成に向け、市民・事業者・行政における、具体的なアクションメニューの例について記載しております。ここまでが「第 4 章 生活排水処理基本計画」の「第 2 節 生活排水処理基本計画」となり、また、第 4 章の説明も以上でございます。

続きまして、76 ページをご覧ください。「第 5 章 計画の進行管理」の項番 1「進行管理の手法」でございます。項番 1 の中では、本計画につきましては、“PDCA サイクル”に基づき進行管理を行っていくこととしております。なお、図 1 でございますが、答申を受けまして、Check（評価）の欄に、「新たな課題の確認」を加えております。

続きまして、77 ページをご覧ください。項番 2「進行管理の指標」でございます。項番 2 の中では、ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画で掲げた基本目標を進行管理の指標とし、目標値に対する達成度の確認を行うことで、それぞれの計画の進捗状況を把握していくこととしております。

続きまして、項番 3「進行管理の体制」の「(1)毎年度の進行管理」の中では、それぞれの計画の指標の達成状況や設定した施策の実施状況を取りまとめた上で、茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会に報告し、意見を求めることで、施策の進め方の改善を図っていくこととしており、また、「(2)計画の見直し」の中では、次期一般廃棄物処理基本計画につきましては、令和 10 年度から 2 箇年をかけて改訂し、その際には、茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会に諮問するほか、パブリックコメント手続きなどにより、幅広く市民や事業者の皆さまに意見を求めていくこととしております。第 5 章の説明は以上でございます。

続きまして、「資料編」につきましては、答申を受けまして出典を明らかにしたほか、前回お示したところから見せ方を修正しておりますが、内容については大きな変更はございません。

ここまでが資料編の説明となり、また、第 4 章及び第 5 章並びに資料編の説明も以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

ご説明ありがとうございます。これまでのところについて、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

生活排水については前回、意見を申し上げて、維持管理も含めて色々と書き込んでくださり非常にいい案になったと思います。その上で申し上げますと、73 ページの 5-2「効率的な収集運搬体制の整備」の具体的な取り組みとして、排出量の変化に応じた収集運搬体制への見直しとは、どのようなことをしているのかイメージが掴めないと思います。

また、75 ページの事業活動に伴って発生する排水の適正処理及び適正排出と、浄化槽整備への支援の図について、文言と合わないのではないかと思います。

○安齋会長

事務局、ご検討いただけますか。

○守瀬環境保全課課長補佐

環境保全課よりお答えします。橋詰委員からご質問いただいた、73 ページの 5-2、こちらの具体的な取り組みの内容がよくわからないというご質問ですが、こちらの部分に関しましては、し尿、浄化槽汚泥の排出量が減っておりますけれども、よりきめ細やかなご対応を求められる方がたくさんいらっしゃるから、現状の収集体制をそのまま維持していくかといったところを担当課で検討しておりますので、その検討を踏まえて必要に応じて見直しをして参りたいと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。それでは、審議事項の②については、ここまでとさせていただきます、その他について事務局より何かございますでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。その他でございますが、本日配付させていただいた資料に基づきご報告を差し上げるところですが、お時間の都合もありますので、説明を割愛させていただければと思います。お知らせしたのは、ごみ収集方式のあり方に位置付けた戸別収集の実験事業について、前回の審議会でご報告させていただいた以降、実験対象エリアが決定しております。エリアが決定したことにつきましては、一昨日の市議会への報告の後、ホームページで公表しております。お時間がございましたら、本日配付の資料やホームページ等をご覧ください、ご質問等あれば事務局までご連絡いただければと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。それでは、他にご意見、ご質問等いかがでしょうか。特にないようでしたら、事務局にお返しします。

○小俣資源循環課長

本日は大変長い時間ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。今後の審議会の予定でございますが、来年2月ごろを予定してございます。詳細が決まりましたら、改めてお知らせをさせていただきますので、引き続きご協力よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。